

経営法友会
基礎強化講座〔契約実務〕
第3講 業務委託契約

株式会社NTTドコモ

法務部 武井 徹

後藤 穂乃実

2025年12月3日

本日の内容

1. 「業務委託契約」の法的性格
2. 取適法（改正下請法）の概要と注意点
3. 「業務委託契約」の交渉上の論点（模擬交渉）
4. その他の契約上の注意点

1. 「業務委託契約」の法的性格

業務委託契約の定義

- ◆ 「業務委託契約」とは、「業務」を「委託」する契約
 - ▷ 民法には、「業務委託」を定義する条文はない。

 - ▷ 「業務」とは、物を作って納品することや、サービス(役務)を提供することのように、当事者の合意で定められた受託者の作業のこと。
 - 業務委託では、受託者の契約後の作業が予定されている。
- cf.「売買契約」(民法第555条)との違い

業務委託契約の具体例

▷ 物の引き渡しを伴う業務委託

例：メーカーが製品を製造して納品する。

▷ 物の引き渡しと役務の提供の両方を伴う業務委託

例：アプリソフトを開発し納品した上で、当該アプリの保守を行う。

▷ 役務の提供のみを行う業務委託

例：発注者が行う展示会の受付・お客様対応を行う。

業務委託契約に関する民法のルール

◆ 民法には、「売買」や「請負」、「委任(準委任)」などの典型的な契約の標準ルールが用意されている。

→ 業務委託契約は、その契約の内容を踏まえると、民法上の「請負」や「委任(準委任)」に当たることが多い。

▷ 請負の例：建物の建築、自動車の修理

▷ 委任(準委任)の例：医師の治療、弁護士の訴訟対応

「請負」型： 「仕事の完成」が目的の場合

「委任(準委任)」型： 「仕事の遂行それ自体」が目的の場合

請負型の業務委託契約

- ◆ 契約書がどういった内容であれば、民法上の「請負」に該当する？

民法第632条

「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」



「請負」とは、「**仕事の完成（結果）**」に対して対価を支払う契約

委任(準委任)型の業務委託契約

- ◆ 契約書がどういった内容であれば、民法の「委任」/「準委任」に該当する？

民法第643条(委任)

「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」

民法第656条 (準委任)

「この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。」



「委任(準委任)」とは、「**仕事の遂行**」に対して対価を支払う契約

請負と委任(準委任)の民法上のルール

	請負	委任(準委任)
契約の目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事の完成(目的物がある場合はその引き渡しも含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務をすること(委託業務を行うことそれ自体)
報酬の支払時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的物の引渡しと同時 ・ 引渡しがない場合は仕事の終了後 ・ 仕事の完成前に契約が解除された場合などでは、注文者の利益の割合に応じた報酬請求が可能なきもある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として委任事務の履行後 ・ 期間により定めた場合は期間経過後 ・ 途中で終了した場合等には、割合に応じて請求可 ※ 成果に対し報酬を支払う場合は同時履行
契約不適合責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的物に契約不適合があるときは注文者が履行の追完、報酬減額、損害賠償の請求、解除ができる(種類・品質の契約不適合については、原則として注文者の供した材料、与えた指図が原因の場合を除く)。 ・ 納品物の種類・品質に契約不適合がある場合、担保責任の期間制限がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受任者は事務処理にあたって善管注意義務を負う

請負と委任(準委任)の民法上の違い

	請負	委任(準委任)
契約の解除・効力	<ul style="list-style-type: none"> ・請負人が仕事を完成しない間は、注文者はいつでも損害を賠償して契約解除できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・各当事者はいつでも解除可能 ・相手方に不利益が生じるような場合、損害の賠償が必要
報告義務	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・受任者は、委任者の請求があるときはいつでも事務処理状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過と結果を報告する
再委託	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし ※委任(準委任)の規定との対比から、請負では再委託が制限されないと解釈する見解が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・受任者は、委任者から許諾を得たときか、やむを得ないときでなければ、復受任者を選任できない

2. 取適法(改正下請法)の概要と注意点

取適法の概要

◆ 取適法とは

- ・下請代金支払遅延等防止法（下請法）
→「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（中小受託取引適正化法、取適法）（2026.1.1施行）
- ・独占禁止法（独禁法）の補完法
独禁法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当
※独禁法の違反事件処理手続きは時間を要する

◆ 取適法の目的

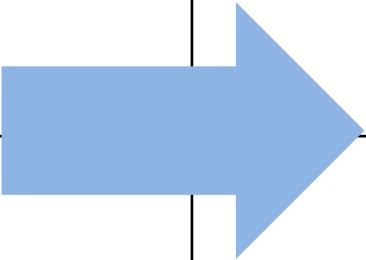
- 適用対象の明確化・違反行為を具体的に法定、簡易な手続き
→**中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護**（取適法第1条）

<参考： [「中小受託取引適正化法テキスト」](#)、1頁>

下請法からの改正ポイント(1/2)

◆ 法律の題名・用語の変更

改正前	改正後
下請代金支払遅延等防止法 (下請法)	製造委託等に係る中小受託事業者 に対する代金の支払の遅延等の防 止に関する法律 (取適法)
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者



<参考 : 「[中小受託取引適正化法 \(下請法改正\)](#)」16頁> 13

下請法からの改正ポイント(2/2)

分類	項目
規制対象の拡大	従業員基準の追加
	特定運送委託の追加
	製造委託に木型・治具等の追加
禁止行為の追加	協議に応じない一方的な代金決定の禁止
	手形払い等の禁止
	振込手数料負担の禁止
その他	執行・勧告の強化
	電磁的方法による書面の交付を許容
	遅延利息の対象に代金減額分が追加

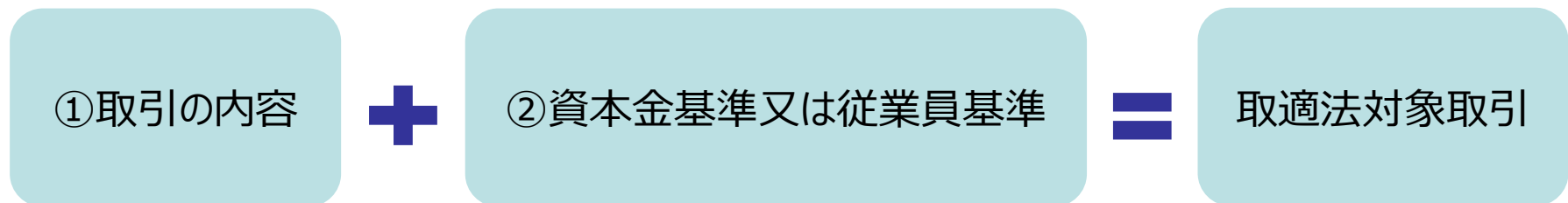
取適法の適用対象取引(1/3)

◆ 取適法の適用基準

①取引の内容が「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」
「役務提供委託」、「特定運送委託」のいずれかに該当

②発注時点において、資本金基準又は従業員基準に該当

**→①取引の内容に加えて、②資本金基準又は従業員基準に該当する
場合に取適法が適用される**

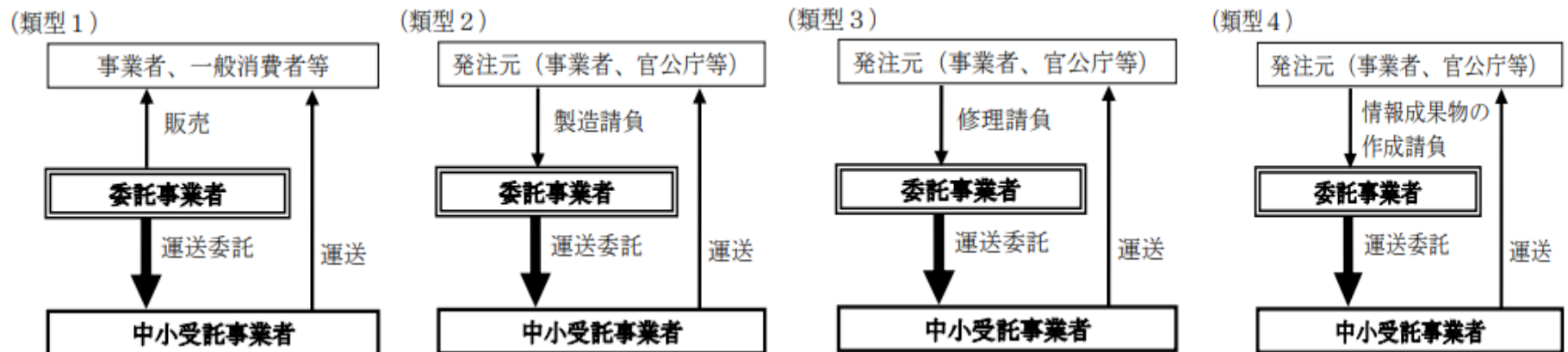


取適法の適用対象取引(2/3)

◆ 特定運送委託とは ★改正ポイント

- ・発荷主（例：メーカー・卸売業者等）が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引

※下請法においては、運送事業者間の「物品の運送の再委託」は、「役務提供委託」に該当。



※太字→部分が特定運送委託に該当

<参考: [「中小受託取引適正化法テキスト」](#)20頁> 16

取適法の適用対象取引(3/3)

◆ 資本金基準・従業員基準

- (1) ● 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託
 ● 情報成果物作成委託・役務提供委託
 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員300人超			常時使用する従業員300人以下 (個人を含む)

改正により追加!

のいずれかに該当。

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託
 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員100人超			常時使用する従業員100人以下 (個人を含む)

改正により追加!

のいずれかに該当。

※従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。

<参考：「[中小受託取引適正化法ガイドブック](#)」3頁、「[中小受託取引適正化法テキスト](#)」5頁>

従業員数の確認方法について

◆ 常時使用する従業員の数とは？

→継続して雇用されている従業員を指し、賃金台帳に記載されている従業員の数で算定する。（中小受託取引適正化法テキスト26頁Q8）
例：正社員、契約社員、委嘱社員、パートタイマー・アルバイト

◆ どの時点で従業員基準に該当するのかを判断するべきか？

→発注時点における常時使用する従業員数によって判断される。
※発注後の従業員数の変動の有無に関わらず、発注時点で判断する（中小受託取引適正化法テキスト27頁Q10.11）

◆ どのように従業員数を確認するべきか？

→契約締結前に、書面・電子メール等の記録の残る方法で、従業員数を確認する。（※賃金台帳の閲覧やその写しの取得は必須ではない。）（中小受託取引適正化法テキスト27・28頁Q13.15）

(参考) 当社における取適法への対応状況

- ◆ 法律名称・用語の修正
- ◆ 雛型の修正
 - ・取適法対象取引の場合の注意事項の追加 (ex.従業員数の確認等)
 - ・取適法対応の条文の追加
(ex.振込手数料の委託先負担の禁止)
- ◆ 従業員数確認書面の準備
- ◆ 社内周知
 - ・全社員向けeラーニングの実施
 - ・契約担当者・支社の法務担当者向けの取適法の勉強会の実施

取適法における委託事業者の義務

◆ 取適法が適用される場合の法的効果

中小受託事業者を保護するため、委託事業者には一定の義務(ex.支払期日の指定)が課され、また、一定の行為(ex.受領拒否)が禁止される。

※取適法に反する契約は、中小受託事業者の同意があっても違法。

▷ 委託事業者の義務

- ① 中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等

(取適法第4条)

※電磁的方法による明示も許容 ★改正ポイント

- ② 書面の作成・保存義務 (法第7条)

- ③ 製造委託等代金の支払期日を定める義務 (法第3条)

※支払日を「納品後○日以内」と契約書で定めても不十分

- ④ 遅延利息の支払義務 (法第6条)

※代金減額分についても遅延利息の対象 ★改正ポイント

中小受託取引における委託事業者の禁止行為

▷ 委託事業者の禁止行為

- ① 受領拒否の禁止（取適法第5条1項1号）
- ② 製造委託等代金の支払遅延の禁止（法第5条1項2号）
★改正のポイント：手形払等の禁止
- ③ 製造委託等代金の減額の禁止（法第5条1項3号）
- ④ 返品 of 禁止（法第5条1項4号）
- ⑤ 買ったたきの禁止（法第5条1項5号）
- ⑥ 購入・利用強制の禁止（法第5条1項6号）
- ⑦ 報復措置の禁止（法第5条1項7号）
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済禁止（法第5条2項1号）
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（法第5条第2項第2号）
- ⑩ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（法第5条第2項3号）
- ⑪ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（法第5条第2項第4号）
★改正のポイント：下請法改正で新たに追加

事前質問

- ①「契約審査にどれくらい時間をかけていますか？」

- ②「契約審査を依頼されても、法務部員の問題意識が事業部門に伝わらないことがあるが、どのように工夫されていますか？」

- ③「業務にAIを活用していますか？また好事例などあれば教えてください。」

3. 「業務委託契約」の交渉上の論点 (模擬交渉)

業務委託契約の検討の視点(1/2)

◆ 業務委託契約書で定めるべき内容

① 取引内容が正常に行われる（予定・想定しているとおりに実施される）場合に何がどうなるか

例：業務の内容・納入品が何であるか、納品の時期、報酬金額や支払時期

② 取引内容が正常に行われない（不測の事態や想定可能な事故等が発生した）場合に誰が何をどうするべきか

例：納品物の未納や不具合、報酬の未払い、損害賠償、契約解除を具体的にイメージして契約条項を定めることが重要。

業務委託契約の検討の視点(2/2)

◆ 契約書レビューの視点

契約書では、当事者それぞれの立場で、様々な権利義務が定められる。

→ 取引の**目的達成・失敗のストーリー/リスク**をイメージし、各論点について、それぞれの立場で**合理的な条件や許容可能な妥協点**を見出すことで、お互いにとって望ましい契約が締結できる。

ケース設定

甲（委託者・発注者）：
気象情報を提供する会社、**資本金10億円、従業員数300人**
乙（受託者・受注者）：
ソフトウェア開発会社、**資本金1億円、従業員数250人**

- ・ 甲は、**エンドユーザー**に気象情報を提供するサービスを刷新して2026年4月1日にリリースするため、**スマホ用アプリの開発を乙に委託したい**。
- ・ 乙は、ソフトウェア開発に実績がある中小企業。
- ・ 甲は乙の見積を受け、乙に対して**請負型業務委託契約書雛型**を提示した。

・ 主要条件は以下のとおり

納入品： 気象情報提供サービスアプリ「お天気アプリ」(iOS/Android版)

納期： 2026年2月28日

納入場所： 甲本社所在地

契約金額： 1800万円

1. 取適法の適用有無の確認

▷ 業務委託の種類、相手方の資本金・従業員数を確認する

① 「お天気アプリ」の開発委託：「情報成果物作成委託」（プログラム作成）

② 相手方の資本金：1億円（発注者の資本金は10億）

③ 相手方の従業員数：250人（発注者の従業員数300人）

→取適法適用対象取引であると判断できる。

◆ポイント

相手方の資本金・従業員数は、契約交渉の段階で委託事業者側から確認

2. 委託業務の内容・仕様書(1/3)

▷ 業務委託契約書では、業務内容と共に、業務完了日、納入品がある場合には納入品の名称、数量、仕様、性能、引渡日、契約金額等を定める。

◆ ポイント

業務の具体的内容を仕様書に記載し、
お互いの認識が合うことを確認する！

→ もし仕様書の記載が曖昧だと、当事者は何をどこまですべきか分からない…

仕様書

(1)業務名 …

(2)業務内容

① …

② …

(3)納期 …

(4)その他条件 …

2. 委託業務の内容・仕様書(2/3)

<一般的な規定案>

甲と乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。なお、本業務の詳細等については仕様書に定めるものとする。

◆ 発注者の視点

契約の締結後に事情が変わり、仕様書通りの内容でアプリの納品を受けても、エンドユーザにアプリを提供できなくなってしまう等の可能性がある。

→ 契約目的を達成するため、仕様変更柔軟にに応じてもらいたい。

<発注者の規定案>

甲は、**自己の都合により**本業務の内容を変更する必要があるときは、これを変更することができる。

2. 委託業務の内容・仕様書(3/3)

◆ 受注者の視点

仕様書を前提に契約締結しており、仕様変更の際は別途交渉し直したい。

<受注者の修正案>

甲は、~~[自己の都合により]~~本業務の内容を変更する必要があるときは、**別途乙と協議し書面で合意することにより**、これを変更することができる。

※運用では独禁法・取適法に注意(ex.不当な給付内容の変更の禁止)

3. 再委託の可否、許容する条件(1/4)

◆ 受託者以外が業務を行うことは認められる？

業務委託契約では、契約上の受託者が業務を実施することが原則

→ もっとも、**民法上、請負契約では業務の再委託は制限されていない。**

【想定されるリスク】

- ・再委託先が能力的に十分ではなく、不具合のあるアプリが納品されるリスク。
- ・再委託先が業務を実施するために、再委託先にも甲の秘密情報を提供する必要が生じる可能性がある。

→ 再委託先で秘密情報を漏洩してしまう可能性がある。

3. 再委託の可否、許容する条件(2/4)

◆ 発注者の視点

- ・甲は乙の実績を信頼して業務を委託しており、再委託の可否をコントロールしたい。
- ・また、受託者以外への秘密情報の拡散を避けたい。

<発注者の規定案>

乙は、**甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り**、第三者(以下「再委託先」という。)に対し、本業務の全部又は一部を再委託することができる。この場合、乙は再委託先に本契約の乙の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の当該義務違反につき、一切の責任を負うものとする。

3. 再委託の可否、許容する条件(3/4)

◆ 受注者の視点

- ・自由に再委託できるよう契約上手当し、安価にアプリを開発したい。
- ・一部業務は受注者自身でなくても問題なく実施できる。

<受注者の修正案1>

乙は、[甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り] **甲に事前に通知することにより**、第三者(以下「再委託先」という。)に対し、本業務の全部又は一部を再委託することができる。この場合、乙は再委託先に本契約の乙の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の当該義務違反につき、一切の責任を負うものとする。

※甲の規定案をベースに、事前に再委託を認める再委託先や業務内容を別紙に記載し、甲が別紙記載の範囲であらかじめ承諾したものとするところもある。

3. 再委託の可否、許容する条件(4/4)

<受注者の修正案2>

乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、第三者(以下「再委託先」という。)に対し、本業務の全部又は一部を再委託することができる。この場合、乙は再委託先に本契約の乙の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の当該義務違反につき、一切の責任を負うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が別紙記載の本業務の全部又は一部を当該別紙記載の第三者に請負わせ又は再委託することを本契約の締結をもって承諾するものとする。

4. 第三者の権利侵害(1/5)

【想定されるリスク】

乙の開発したお天気アプリの機能が第三者の特許権を侵害していたような場合

→ 本業務の納入品が第三者の権利を侵害していると、委託者がアプリをリリースできない可能性や、リリース後サービス停止を余儀なくされる可能性がある。

◆ 発注者の視点

乙に第三者の権利の非侵害を保証させ、アプリを確実にリリースしたい。

<発注者の規定案>

乙は、納入品が第三者の知的財産権を侵害しないことを**表明し、かつ保証する。**

4. 第三者の権利侵害(2/5)

◆ 受注者の視点

第三者の権利の非侵害を保証するためには、各種の権利状況を調査し、場合によっては権利処理が必要になる。

→ 権利調査・処理が可能な範囲には限界があり、無制限に保証すると、乙は想定外の責任を負う可能性がある。

<受注者の修正案>

乙は、納入品が日本国内における第三者の知的財産権を侵害しないことに努めるものとする。~~[を表明し、かつ保証する]~~。

※これに関連して、第三者権利侵害がないように甲が使用・利用する範囲を明記した上で、当該範囲内でのみ第三者権利侵害の有無調査を行うことを明記することが考えられます。

4. 第三者の権利侵害(3/5)

【想定されるリスク2】

受注者の開発したお天気アプリのスマホ上のデザインが他者アプリ（著作物）と類似

→ 他社が権利を侵害されているとして発注者・受注者に責任を追及する可能性がある。

◆ 発注者の視点

業務遂行過程・納入品の第三者権利侵害について、責任を問われたくない。

＜発注者の規定案＞

2. 乙は、納入品が第三者の知的財産権を侵害しているとして紛争が生じた場合、**自らの費用及び責任**で、当該紛争を解決するものとし、甲に生じた損害を賠償するものとする。

4. 第三者の権利侵害(4/5)

◆ 受注者の視点

- ・紛争の原因が甲にある場合にまで、責任を問われたくない。
- ・紛争解決にあたって甲の協力を取り付けたい。

<受注者の修正案1>

2. 乙は、納入品が日本国内における第三者の知的財産権を侵害しているとして紛争が生じた場合、甲が当該紛争の解決のために乙に対し誠実に協力することを条件に、自らの費用及び責任で、当該紛争を解決するものとし、甲に生じた実際の損害を賠償するものとする。ただし、当該紛争が甲の指示に起因して生じた場合はこの限りではない。

4. 第三者の権利侵害(5/5)

◆ 受託者の視点

- ・紛争の原因が甲にある場合にまで、責任を問われたくない。
- ・紛争解決にあたって甲の協力を取り付けたい。

<受注者の修正案2>

2. 乙は、甲より指示された第三者の権利調査の範囲内で、納入品が日本国内における第三者の知的財産権を侵害しているとして紛争が生じた場合、甲が当該紛争の解決のために乙に対し誠実に協力することを条件に、自らの費用及び責任で、当該紛争を解決するものとし、甲に生じた実際の損害を賠償するものとする。ただし、当該紛争が甲の指示に起因して生じた場合はこの限りではない。

5. 納入(1/3)

<一般的な規定案>

乙は、仕様書に定める納期までに第2項以下に定める甲の検査に合格し、納入品の納入を完了しなければならない。

2. 乙は、納入品を仕様書に定める納入場所に搬入したときは、甲に対して書面による搬入完了通知を行うものとする。甲は、搬入完了通知を受理した日から起算して10日以内に納入品の検査を行い、当該検査により納入品が合格であると認めた場合は、納入が完了した旨を書面により乙に通知するものとする。

3. 乙は、前項に定める検査の結果が不合格となった場合で甲の指示があったときは、自己の負担により補修を行い再度甲の検査を受けるものとする。この場合において納期に遅滞するときは、乙はその責を免れないものとする。

4. 乙は、本条に定める検査に合格したことをもって、本契約に定める責任について、何らの免責を得るものではない。

※検査合格の法的効果は、民法・商法上明らかではない。

→ 契約書には、検査に合格しても受託者は何らの義務・責任を免れない旨を定めることが多い。

5. 納入(2/3)

◆ 取適法観点

本契約は取適法対象取引である。

→ **取適法を視野に入れて納入品の納入手続きを定める必要がある。**

＜取適法に対応した規定案＞ ※中小受託取引適正化法テキスト63頁参照

乙は、仕様書に定める納期までに第2項以下に定める甲の検査に合格し、納入品の納入を完了しなければならない。納期前に甲が納入品を自らの支配下に置いた場合は、納入品が一定の水準を満たしていることを甲が確認した時点で、納入品の納入を受けたものとする。

5. 納入(3/3)

◆ 発注者の視点

検査合格が報酬支払の条件となっているような場合は、検査が完了し合格と判断した場合に納入とみなしたい。

◆ 受注者の視点

納入品を納品してから一定期間が経過すれば合格とみなしたい。

【参考】商法第526条では、売買に関して以下のように定める(任意規定)。

第1項：商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、遅滞なく、その物を検査しなければならない。

第2項：前項に規定する場合において、…直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。…

6. 納入品の所有権移転時期・危険負担

▷ 納入品にかかる所有権の移転時期を定める必要がある。実務上、納入品の引渡時や検収完了時、代金支払時とされることが多い。

<一般的な規定案>

納入品にかかる所有権は、第〇条の検査に合格した時点で、乙から甲に移転するものとする。当該検査の合格前に、納入品が滅失又は毀損した場合、甲の責に帰すべき事由がない限り、当該滅失又は毀損について、乙が負担する。

※仕事が完成しない場合、乙が危険を負担するのが原則(民法第536条)

→ 民法第634条より、請負人が既にした仕事の結果によって注文者が利益を受ける場合は、利益の割合に応じて報酬を請求できることがある。

7. 納入品に係る著作権・知的財産権(1/3)

【想定されるリスク】

納入品の所有権が乙から甲に移転しても、乙が開発・創作した知的財産権は、原則として乙に残る。

→ 甲は納入品(特にソフトウェアプログラムの著作権)の納入を受けても、自由に利用できない可能性がある。

※著作権法第10条第1項第9号では、プログラムも著作物として例示されている。

→ プログラムの機能自体は著作権法では保護されない点に注意

7. 納入品に係る著作権・知的財産権(2/3)

◆ 発注者の視点

納入品に含まれる知的財産権につき乙から譲渡を受け、納入品を何ら制限なく利用できる権利を確保したい。

<発注者の規定案>

納入品を含む本業務の成果にかかる著作権（[著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。](#)※）その他の知的財産権は、前条に定める所有権の移転とともに乙から甲に移転するものとする。

2. 乙は、甲（甲より利用許諾又は権利譲渡を受けた第三者を含む。）に対し、納入品にかかる著作権者人格権を行使しないものとする。

※注意：[著作権法第61条第2項](#)により、契約書に明記しなければ同法第27条・第28条の権利は譲渡者に留保されたものと推定されるため、このように定める必要がある（「全ての著作権が乙から甲に移転する」では不十分）。

7. 納入品に係る著作権・知的財産権(3/3)

◆ 受注者の視点

本業務のために新たに開発・創作する知的財産権は甲に譲渡するとしても、自社で既に保有している知的財産権は自社に留めておきたい。

<受注者の修正案>

納入品[を含む本業務の成果]に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他の知的財産権は、前条に定める所有権の移転とともに乙から甲に移転するものとする。ただし、本業務着手以前に乙が著作権を保有していた著作物については、乙がその権利を引き続き保有することとする。

2. 乙は、甲（甲より利用許諾又は権利譲渡を受けた第三者を含む）に対し、納入品に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

8. 報酬支払い(1/5)

▷ 仕事の完成に対する対価の支払いについて定める

→ 本件は取適法の適用があるため、情報成果物の受領日から60日以内(受領日を算入)の具体的日付を支払期日として特定する必要がある。

<一般的な規定案>

甲は、本契約の履行の一切の対価として、仕様書記載の契約金額を乙に対して支払うものとする。

2. 乙は、納入完了日から起算して●日以内に契約金額に関する請求書を甲に交付するものとする。

3. 甲は、前項に定める請求書を受領した日から4 5日以内に、契約金額を乙の銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

8. 報酬支払い(2/5)

◆ 取適法における報酬支払日の考え方

▷ 本件では、2月28日が納期

→ 同日に納品された場合、受領日から60日以内(受領日を算入)の特定の日を支払日に設定する必要がある。

→ 仮に検査をする場合でも、納期前納入や取適事業者側の不備でのやり直し等の事情がなければ、自己の占有においた時点において「受領」とされる(中小受託取引適正化法テキスト62頁)。

※支払日が金融機関の休業日の場合、当事者間で書面(電磁的記録を含む)で合意している場合には、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することが可能(中小受託取引適正化法テキスト63頁)。

8. 報酬支払い(3/5)

◆ 取適法における報酬支払日の考え方

▷ もし納期前の1月20日に納入された場合。

→ 原則として納品のあった1月20日を受領日とし、その60日以内に報酬を支払う必要がある。

▷ 報酬支払日が定められていなかった場合。

→ 受領日が支払期日と法定される。(取適法第3条第2項)

※なお、完成品でなくても、成果物といえるものを受領した場合には、その分の対価の支払が必要とされる可能性がある。

8. 報酬支払い(4/5)

- ◆ 取適法における振込手数料の考え方（中小受託取引適正化法テキスト75頁）
 - ▷ 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引くことは、代金の減額の禁止（取適法第5条1項3号）に該当する。

8. 報酬支払い(5/5)

<一般的な規定案>

甲は、本契約の履行の一切の対価として、仕様書記載の契約金額を乙に対して支払うものとする。

2. 乙は、納入完了日から起算して●日以内に契約金額に関する請求書を甲に交付するものとする。

3. 甲は、前項に定める請求書を受領した日から45日以内に、契約金額を乙の銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

<取適法に対応した規定案>

甲は、本契約の履行の一切の対価として、仕様書記載の契約金額を乙に対して支払うものとする。

2. 甲は、納入品の受領日から起算して55日目に、契約金額を乙の銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

9. 契約不適合責任(1/2)

【想定されるリスク】

アプリが納品された場合でも、甲がリリースするにあたって、あるいはリリース後に不具合が発見される場合がある。

→ 甲としては、発見した契約不適合はできる限り乙に責任を負ってほしい。

＜発注者の規定案＞

納入品が種類、品質に関して仕様書で定める内容に適合しない場合、甲は、**第●条の検査時に知り得たものであるかどうかにかかわらず、当該事実を知ったときから1年以内**に乙に通知することにより、履行の追完、代金の減額、損害の賠償請求及び契約を解除できるものとする。

9. 契約不適合責任(2/2)

◆ 受注者の視点

受注者は、納品後いつまでも契約不適合責任を負うことは避けたい。

<受注者の修正案>

納入品が種類、品質に関して仕様書で定める内容に適合しない場合、甲は、第●条の検査時に知り得なかつたもの[であるかどうかにかかわらず]に限り、[当該事実を知ったとき]乙が納入品の納入を完了した日から1年以内に乙に通知すること[により]で、履行の追完、代金の減額、損害の賠償請求及び契約を解除できるものとする。

10. 損害賠償(1/3)

▷ 乙の開発が遅れ納期までにアプリが完成しない場合や、納品されたアプリが必要な品質を具備していない場合、逆に納品があったのに甲が契約金を支払わない場合、契約当事者は被った損害の賠償を相手方に請求したい。

<一般的な規定案>

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該相手方に対してその損害を賠償するものとする。

2. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とするが、特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、その範囲に含まれるものとする。

10. 損害賠償(2/3)

◆ 受注者の視点

損害の賠償を請求されるリスクが高いのは受注者側であり、本契約のためにあまりに多額の賠償責任を負うことはできない。

<受注者の修正案1>

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該相手方に対してその損害を賠償するものとする。

2. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とし、**かつ契約金額を上限とする**。~~[するが、特別の事情により生じた損害であっても、被請求者がその事情を予見すべきであったときは、その範囲に含まれるものとする]~~。

10. 損害賠償(3/3)

<受注者の修正案2>

甲又は乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、当該相手方に対してその損害を賠償するものとする。

2. 前項に定める損害賠償の範囲は、通常生ずべき損害とし[するが、特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、その範囲に含まれるものとする]かつ契約金額を上限とする。

3. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、上限額の適用はないものとする。

- (1) 故意又は重大な過失により相手方に損害を与えた場合。
- (2) 第三者の知的財産権等その他の権利を侵害した場合。
- (3) 第●条に定める守秘義務に違反した場合。

1 1 . 解除

▷ 乙が開発遅延により納期までに納入品を開発できなくなった等の債務不履行が生じた場合には、契約を解除する必要がある。

<一般的な規定案>

甲又は乙は、相手方が本契約の規定の一にでも違反した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、相当期間を定めて相手方に対し債務の本旨に基づく履行の催告をし、当該期間内に履行がなされないときは、本契約の全部又は一部を解除でき、また被った損害の賠償を請求することができる。

※民法第641条：注文者は、請負人が仕事を完成しない間は、いつでも損害を賠償して契約を解除できる。

4. その他の契約上の注意点

1. 業務委託とアジャイル開発(1/2)

◆ アジャイル開発とは

一般的には、アジャイル開発とは、開発要件の全体を固めることなく短いサイクルで開発に着手する特徴を有するようなシステム開発手法を指す。

→ アジャイル開発の意味は多義的なため、実態に関するヒアリングが重要！

<参考> 情報処理推進機構「[情報システム・モデル取引・契約書](#)」

1. 業務委託とアジャイル開発(2/2)

▷ アジャイル開発では、互いの協力が必要な場合があり、また開発途中でも要件の追加・変更がなされることがある。

→ アジャイル開発の業務委託契約では、その全体像が固まっていないため、**委託者にとって期待したものが納品されないリスク**があり、また受託者にとっても**稼働すべき内容・範囲や報酬支払で委託者と紛争が生じるリスク**がある。

→ 業務の期限や品質を適切に管理し、また契約内容・条件を曖昧にしないため、業務の進め方や連携の流れを契約書に適宜落とし込む必要がある。

※契約後の方針や開発条件の決定等に関しては、その証跡を残し双方で認識を合わせることも考えられる。

2. 偽装請負(1/2)

◆ 労働者派遣法

労働者派遣事業とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること」をいう。

→ 契約書の名称が業務委託契約であっても、**その実態として受注者側の労働者と発注者との間に指揮命令関係がある場合、いわゆる「偽装請負」にあたり、労働者派遣法の規制対象になる。**

<参考>

厚生労働省「[労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準](#)」

厚生労働省「[「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」\(37号告示\)に関する疑義応答集\(第3集\)](#)」

厚生労働省・都道府県労働局「[労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド](#)」

2. 偽装請負(2/2)

▷ 業務委託契約では、偽装請負に該当しないよう、受託者と業務従事者の指揮命令関係が明らかとなるようにする必要がある。

→ 受託者が自己の責任で本業務の遂行方法を決定することや、現場責任者を選任すること、従業員の使用人として法令上の責任を負うこと等を定めることが多い。

※アジャイル開発の業務委託では、開発にあたり当事者が連携する。

→ 発注者側の開発責任者が、受注者側に対して直接に業務の遂行方法や労働時間等に関する指示を行うことがないよう留意する必要がある。

3. 印紙税

▷ 印紙税法上の課税対象文書に該当する場合、文書類型・契約金額に応じて一定の金額の収入印紙を貼付して消印する必要がある。

→ 業務委託契約における「請負契約」類型のものは、印紙税法上、**第2号文書**として課税対象文書となる（印紙税法別表参照）。

※契約が印紙税法別表の第何号文書に該当するかは、契約内容・金額によっても左右されるため、厳密には個別の判断が必要。

→たとえば、継続的な業務委託のルールを定めるいわゆる基本契約は、**第7号文書**に該当する。

ご清聴ありがとうございました。